

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年6月29日

石川県監査委員	下 沢 佳 充
同	若 林 昭 夫
同	東 方 俊 一 郎
同	喜 田 羊 支 子

（後期高齢者医療審査会会長職等にある者に対する委員報酬等の支出に係る住民監査請求結果）

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

石川県金沢市浅野本町2丁目10番10号

寺 越 博 之

2 請求書の提出

平成21年4月20日

3 請求の内容

本件石川県職員措置請求の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成20年4月15日、石川県後期高齢者医療審査会（以下「審査会」という。）に対して、142名の県民が、後期高齢者医療制度への強制加入、年金天引き処分、保険料賦課処分等について不服審査請求を行い、142名全員が口頭意見陳述の機会の付与を求めた。
- (2) 平成20年8月1日、5日、6日及び18日の4日の間に、上記不服審査請求人142名のうち約50名が、それぞれ口頭意見陳述を行った。
- (3) 上記口頭意見陳述のうち8月1日、5日、6日の各口頭意見陳述については、午前中に中村明子氏（審査会会長）が、午後には高橋涼子氏（審査会副会長）が参加したが、意見陳述の冒頭において県の医療対策課長は「後期高齢者医療審査会で審査請求

人の口頭意見陳述のヒアリングを事務局に委任すると決められたのでこの口頭意見陳述は事務局、県の医療対策課が実施します」と述べ、「なお、中村明子さん（高橋涼子さん）は審査会会長（副会長）ですが、事務局にこの意見聴取は委託されているので、会長（副会長）としてではなく、あくまで参考にするために参加されましたので紹介します」と述べた。

- (4) 口頭意見陳述の機会は、審査請求人が書面では言い表せないものを口頭で述べる場であり、審査会のメンバーに、自分たちの不利益、権利侵害の内容、そのひどさを聞いてもらい、公正な審査を行ってもらうためのものであり、会長、副会長はもとより審査委員は社会的な礼儀としても万難を排して出席すべきであった。
- (5) 中村、高橋の両氏は、会長、副会長としてではなく、傍聴人として自主的に参加したものである。職務であれば、会長、副会長として参加すべきであり、傍聴を職務と言い張るならば、会長等の資格に欠けるものである。

それにもかかわらず、上記両氏には、上記各口頭意見陳述への参加について、委員報酬と交通費が支給されている。

以上、両氏の口頭意見陳述の場への参加は、職務としてではなく、あくまで自主的なボランティア的な参加であるにもかかわらず、職務として委員報酬と交通費が支給されたことは、地方自治法第242条第1項に規定する不適切な公金の支出であるので、県が両氏から支給分について返還を求めるよう勧告することを請求する。

(添付書類)

- ・ 旅行命令依頼簿（中村明子氏、高橋涼子氏に関するもの各1枚）
- ・ 支出負担行為伺並びに支出命令票（中村明子氏、高橋涼子氏の委員報酬に関するもの1枚）
- ・ 歳出項目訂正書

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に定める要件を満たしているものと認め、平成21年4月30日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年5月28日、石川県監査委員室において証拠提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、請求書に関して補足説明を行った。

2 監査対象事項

上記請求の要旨及び陳述を踏まえ、本件請求における監査対象事項を次のとおりとした。

事務局に委任された口頭意見陳述に参加した中村明子、高橋涼子の両氏に対して、当該参加を審査会の会長、副会長の職務行為として、旅費及び委員報酬を支出したことは、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

3 監査対象部局

健康福祉部

4 監査対象部局の監査の経過

健康福祉部医療対策課に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成21年5月28日、同課の職員から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

中村明子（会長）、高橋涼子（副会長）の両氏が、石川県後期高齢者医療審査会事務局に委任された口頭意見陳述に同席したことは、審査会の会長、副会長の職務行為に該当するものであり、旅費及び委員報酬を支出したことは、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たらない。

したがって、本件請求については棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局の監査を行った結果、次の事項を確認した。

(1) 高齢者医療制度の創設と石川県後期高齢者医療審査会の設置について

平成20年4月1日、新たに75歳以上の高齢者の医療の給付等を定めた後期高齢者医療制度が創設された。

制度の創設に合わせて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第129条により、同法第50条及び第51条に規定する被保険者等の審査請求に対する裁決機関として、石川県（健康福祉部医療対策課）に審査会が設置された。

審査会は、高齢者医療確保法及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）の規定により、被保険者の請求を受けて次の事項について審査を行う。

（審査対象事項）

石川県後期高齢者医療広域連合及び石川県内の市町が被保険者に対して行った「後期高齢者医療給付に関する処分」及び「保険料その他後期高齢者医療制度の規定による徴収金」に関する処分。

審査会は、被保険者を代表する委員、広域連合を代表する委員及び公益を代表する委員各3人の計9人の非常勤の委員をもって組織され、公益委員から選挙された会長1人と副会長1人が置かれた（高齢者医療確保法第130条）。会長、副会長は、審査会委員の職務以外に、次の職務を行う（高齢者医療確保法第130条及び石川県後期高齢者医療審査会会議規程）。

（会長の職務）

- ① 審査会の招集、議長就任及び議事の整理
- ② 審査会の議事において、可否同数が生じた場合の議事の決定
- ③ 急を要する場合等に書面による賛否を求めて審査会の議決に代えること
- ④ 審査請求書の補正及び審査会で議決された事務等についての専決

（副会長の職務）

会長に事故があるときに、会長の職務を代行すること

なお、審査会の事務局は、石川県健康福祉部医療対策課に置かれている。

(2) 本件不服申立て及び口頭意見陳述に至るまでの経緯について

平成20年4月15日から同年5月21日までの間に、被保険者143人が審査会に対して審査請求を行い、その全員が口頭意見陳述の機会の付与を求めた。同審査請求の内容は、後期高齢者医療制度への強制加入、年金天引き処分、保険料賦課処分等に関するものであった。

同年6月頃、本件住民監査請求人（以下「監査請求人」という。）が審査請求人143人のうち142人を代表し、口頭意見陳述の実施方法について、審査会開催のうえで実施してほしいことなどを内容とする意見を、医療対策課に伝えた。

上記意見については、医療対策課と監査請求人との間で調整が行われたが、最終的に、口頭意見陳述は、同年8月の4日間（5回）、審査会の議決によって委任を受けた事務局（医療対策課）が実施した。

各口頭意見陳述の期日は次のとおりであり、各期日に口頭意見陳述を行った審査請求人は、それまでに要件審査を満たした116人であった。

期日	場所	時刻	陳述者 (人) (審査請求人)	同席委員
8月1日	本庁舎	9:00～11:30	16 (21)	中村明子 (会長)
	会議室	13:00～15:00	8 (41)	高橋涼子 (副会長)
5日	〃	9:00～11:10	13 (27)	中村明子 (会長)
6日	〃	13:00～14:45	12 (19)	高橋涼子 (副会長)
18日	〃	13:10～14:10	6 (8)	
計	〃	—	延べ55 (116)	

※ 陳述者数は、審査請求人の代理人を含む。

- (3) 中村明子 (会長)、高橋涼子 (副会長) 両氏が口頭意見陳述に同席した経緯について医療対策課と監査請求人との間で、口頭意見陳述の実施方法について調整が行われていた平成20年7月9日、事務局 (医療対策課) の大島秀信課長補佐と監査請求人との電話で会話したなか、次のようなやりとりがあった。

(大島補佐) 正式決定ではないが、内々に、事務局でまず意見を聴いて、そのうえで審査会で直接聴くべきかどうか判断したいという意見が出ている。
(監査請求人) 事務局だけで聴くというのは納得できない。委員に伝わらない。最低でも会長か副会長にいてほしい。できるだけ日程が調整しやすいはずの被保険者代表にもいてほしい。

(平成20年7月9日付医療対策課供覧処理票に添付された電話対応メモより)

同年7月10日頃、事務局の大島補佐が会長に対して、上記電話での応答内容等を伝えて口頭意見陳述を事務局が実施することについて伺いをたてたところ、会長は、事務局委任について審査会に諮るよう指示するとともに、口頭意見陳述を事務局に委任することに決定された場合にも会長が出席する旨回答した。

同年7月15日、審査会は、本件口頭意見陳述を事務局 (医療対策課) に委任することを決定した。

これを受けて、事務局の医療対策課長から会長及び副会長に対して、監査請求人の要望への配慮に加え、事務局の行う陳述手続きが適切に実施されるか否かの検証及び今後の口頭意見陳述のあり方を検討するうえで両氏の出席が重要ということ伝えて、改めて出席依頼した。

その後、同年7月28日までに、医療対策課の担当職員が実施方法について会長、副会長と相談するとともに、両氏に対して各期日の陳述者の名簿、陳述の進行要領、審査

請求書の写し等を届けた。

(4) 口頭意見陳述当日の医療対策課長発言等について

同年8月に行われた口頭意見陳述の期日や陳述者数等については、前記(2)のとおりであるが、会長が同席した1日午前の口頭意見陳述の冒頭で、医療対策課長は次のとおり発言した。なお、課長の発言内容は、口頭意見陳述の対象となった処分名と中村会長の紹介部分を除き、1日午後、5日、6日の口頭意見陳述においても同一であった。

ただいまから、平成20年4月15日付で、高齢者の医療の確保に関する法律第128条に基づき提起された審査請求にかかる口頭による意見陳述を、行政不服審査法第25条の規定に基づき始めます。

本件は、平成20年4月7日付けで、処分庁「石川県後期高齢者医療広域連合」が行った後期高齢者医療保険料仮徴収額決定処分に対して、審査請求人が提起した審査請求にかかる口頭意見陳述であります。

なお、今回は行政不服審査法第31条により、石川県後期高齢者医療審査会より同審査会事務局が委任を受けましたので、事務局である石川県健康福祉部医療対策課が実施いたします。

私は、県医療対策課長の北国正則です。

では、本日の出席者を紹介します。私の左隣は、当審査会の中村会長でございます。本日は特別に同席をいただいております。

(以下、事務局職員の紹介、陳述の手順説明等が続く。)

なお、上記発言のなかで北国医療対策課長が、会長、副会長の紹介に際して「本日は特別に同席をいただいております。」と表現したことについて、同課長は、当監査委員の事情聴取の中で、「口頭意見陳述は事務局に委任されているんですけど、寺越さんや審査請求人の要請にお応えして特別に出席していただいたという意味で申し上げたものであります。」と答えている。

口頭意見陳述は、1日(2回)、5日、6日の各期日とも陳述人1人につき、平均10分程度行われ、その間、会長または副会長が、陳述人に向き合う形で医療対策課長の隣に着席し、副会長が、請求人の陳述が主張事実から逸脱したり、時間が長引いた際に注意を促すこともあった。

なお、会長、副会長は、同年9月2日に開催された第2回審査会の場で口頭意見陳述のあり方を協議した際に、口頭意見陳述に出席した結果について報告を行っている。

(5) 会長、副会長に対する旅費、委員報酬の支出

中村明子(会長)、高橋涼子(副会長)両氏の口頭意見陳述への参加は前記(2)のと

おりであり、両氏に対する旅費及び委員報酬は、石川県組織規則（昭和39年規則第3号。）第5条別表第1、石川県附属機関条例（昭和28年条例第27号。）第3条第1項及び第4条の規定に基づいて、次のとおりに支出された。

ア 旅費及び委員報酬の支出金額

中村明子氏（8月1日及び同月5日分）

旅費 620円×2回、報酬 23,000円×2回

高橋涼子氏（8月1日及び同月6日分）

旅費 580円×2回、報酬 18,000円×2回

イ 支出手続き

旅費 平成20年7月31日旅行命令、同年10月15日支払い

報酬 平成20年10月1日支出命令、同年10月15日支払い

2 判断

請求人の主張、健康福祉部の説明及び事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 中村明子（会長）、高橋涼子（副会長）両氏の口頭意見陳述への参加について

本件で問題とされている財務会計上の行為は、平成20年8月に開催された口頭意見陳述に同席した中村、高橋の両氏に対する旅費及び委員報酬の支出である。監査請求人は、① 口頭意見陳述冒頭で医療対策課長が、両氏の同席について、「事務局にこの意見聴取は委託されているので、会長（副会長）としてではなく、あくまで参考にするために参加されましたので紹介します」と発言したこと、② 両氏の参加は、傍聴人としての参加であり、会長、副会長の職務としての参加ではないこと、を理由に、両氏に対する旅費及び委員報酬の支出を、不適切な公金の支出であると主張している。

たしかに、請求人の主張する医療対策課長の発言、特に「会長（副会長）としてではなく」という発言は、事実とすれば、各口頭意見陳述の会長、副会長の同席を職務でないと推認させる要素の一つであると考えられる。

しかしながら、医療対策課長の発言について、医療対策課に残されている口頭意見陳述進行要領（平成20年7月31日付供覧処理票）及び業者から提出された納品書に添付されていたテープ起こし原稿（平成20年7月25日付医療対策課支出負担行為何の検収に係る証拠として添付）から当監査委員が認定した結果は、前記第4、1、(4)のとおりであり、医療対策課長の発言内容には、「会長（副会長）としてではなく」という発言は認められなかった。

むしろ、口頭意見陳述冒頭における医療対策課長の発言において「審査会の中村会長（高

橋副会長)」という職名を付した紹介がなされており、中村、高橋両氏が同席するに至った経緯についても、口頭意見陳述の実施方法に係る調整の際のやりとりにおいて、監査請求人のほうから、「事務局だけで聴くというのは納得できない。委員に伝わらない。最低でも会長か副会長にいてほしい。」とあるように、会長、副会長の同席に言及したものと認められる。なお、監査請求人が行った事務局とのやりとりの中で、口頭意見陳述の場に審査会委員も出席すべきであると主張したことについては、監査委員も、平成21年5月28日に石川県監査委員室で行った陳述の際の質疑の中で確認しているところである。

このことから、医療対策課では、事後、その発言を考慮して、中村、高橋両氏に、会長、副会長として出席することを依頼し、了解を得るに至ったものと認められる〔前記第4、1、(3)及び(4)〕。

また、監査請求人は、中村(会長)、高橋(副会長)の両氏が各期日に同席したことを傍聴であるとして「傍聴を職務と言い張るならば、会長等の資格に欠ける」と主張しているが、両氏は本来、審査会構成委員のうちの公益委員であり、事務局に委任した口頭意見陳述の場に、事務局とともに同席し、請求人の陳述を聴取することは、公益委員としても、また会長、副会長としても職務に相応しい行為であったと考える。そのことは、事前に医療対策課の担当職員が実施方法について会長、副会長と相談しながら事務を進めていること、両氏に対して各期日の陳述者の名簿、陳述の進行要領、審査請求書の写し等を届けていることから首肯しうるところである。また、副会長については、審査請求人の陳述に際して注意を促すなどの行為も行っている〔前記第4、1、(3)及び(4)〕。

加えて、口頭意見陳述については、事務局に委任したことによって、会長、副会長として同席できなくなるわけではなく、両氏が口頭意見陳述に同席した目的は、①事務局の行う陳述手続きが適切に実施されるか否かの確認、②今後の口頭意見陳述のあり方の検討に資すること、であったと認められる。うち後者については、電話対応メモ〔前記第4、1、(3)〕にも記載があり、医療対策課長も出席依頼の際に言及していること〔前記第4、1、(3)〕、同年9月2日に開催された第2回審査会の場で口頭意見陳述のあり方を協議した際に、出席した結果を報告していること〔前記第4、1、(4)〕からも、両氏においては同席当初から、こうした目的意識を有していたものと認められるのであり、上記①、②の目的をもって口頭意見陳述の場に同席することは、当日の同席を、会長、副会長の職務と捉えるに十分なものであると考える。

請求人は、請求書の中で、中村(会長)、高橋(副会長)両氏が、口頭意見陳述の場に「自主的に」参加した旨述べているが、平成21年5月28日の意見陳述(住民監査請求)

の際の質疑の中で明らかになったように、そのことを両氏に確認しているものではない。

以上の経緯のなかで明らかのように、両氏の口頭意見陳述の場への同席は、医療対策課からの依頼を契機に行われたものであるが、そもそも、高齢者医療審査会委員としての委嘱を受けた時点で、審査会委員としての責任が発生しているものであり、その委員が当該審査会に関係する意見陳述の場に同席することは「ボランティア」ではないと考える。

なお、監査請求人は、口頭意見陳述を事務局に委任したことについて、行政不服審査法第31条を間違って解釈しているのもであると主張しているが、同条中の「(行政不服審査法)第25条第1項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見陳述を聞かせることができる」という文言は、口頭意見陳述を職員に行わせることができる旨を規定したものであり、本件口頭意見陳述を事務局に委任した行為は、本規定に基づいたものと認められる。

(2) 本件旅費及び委員報酬支出の適法性・相当性について

以上、中村明子(審査会会長)、高橋涼子(審査会副会長)の口頭意見陳述への同席は、会長、副会長の職務として行われたものと認められ、また当該職務について両氏に対して行った旅費、委員報酬の支出行為自体についても適法であると認められることから、知事が行った当該支出は、「違法又は不当な公金の支出」に当たるものとは認められない。

よって、本件監査請求人の請求には理由がないと判断する。